

八王子市立松木中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本方針

- すべての職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校、学級、集団にも起こりうること、誰もが被害者に、そして加害者になりうること」だということをしっかりと認識する。
- 「いじめの定義」をしっかりと理解して、常に気を配りながら「いじめは絶対に許さない」という意識をもちながら教育活動に取り組む。
- 加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所との連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。

2 未然防止・早期発見に向けて

- ・道徳教育を充実させる。
 - 子供たちに望ましい人間関係の育成を図る指導を継続的に行う。
 - 思いやりの心、生命尊重の態度など、豊かな心を育む教育活動を行う。
- ・教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間を通して、自分の意見を他者に伝える活動を実施し、コミュニケーション能力を高める教育活動を行う。
- ・日頃から生徒の小さな変化や行動を見逃さず、情報収集に努める。
- ・職員間や保護者・地域との連携を強化しながら、子供たちを地域で育てていく。
- ・年度初めのガイダンス、いじめアンケートを毎月実施する。また、見守りシートを活用し、早期発見に努める。
- ・チェックリストを作成し、全教職員の共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラーと学校が連携し、カウンセリング機能の充実、生徒一人一人に応じた指導を心がける。
- ・情報モラルに関する教育活動を行い、SNS、LINE、X(旧Twitter)、ブログ、メールなどを適切に使用する力を養う。

3 発生時の対応

- ・いじめられている子供の立場に立ち、しっかりと事実関係の確認に努める。
 - その子の話にじっと耳を傾ける。十分に話を聞く。
- ・初期対応、初期指導をスピーディに行うため、職員間や保護者・地域との連携を強化する。
 - ケース会議の実施 アセスメントの構築
- ・いじめている子供に対しては、行為がいじめであるということをしっかりと理解させ、反省し二度と繰り返さないようにしっかりと指導する。
- ・行為の内容によっては、早期に関係機関に相談して協力を求める。
- ※必ず記録を取る。

4 いじめ防止等の対策のための組織(学校いじめ対策委員会)

校長・副校長・生活指導主任・各担当主幹・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで対策本部を組織し、生徒の情報を共有し、組織的に対応する。

本校では、毎週金曜日15:00～いじめ対策委員会を実施する。

5 チェックリスト

①学校の生活場面や生活環境

- ☐ 掲示物が破れていたり、落書きがあったりする。
- ☐ 班活動を行う際に、特定の生徒の机と机の間が広がっていることがある。
- ☐ グループ分けをすると、特定の生徒が残ってしまうことがある。
- ☐ 特定の生徒の発言・行動に対して、目配せをして笑ったり、冷やかしたりすることがある。
- ☐ 仲間同士が集まり、ひそひそと話をする事が多く見られる。
- ☐ 変なあだ名で呼ばれていたり、プロレス技などをかけられたりすることがある。

②いじめられている生徒の様子

- ☐ 話すときに不安な表情をしたり、下を向いて視線を合わせようとしなかったりする。
- ☐ 腹痛などの体調不良を訴え、登校を渋ったり、保健室に行ったりすることが多い。
- ☐ 遅刻や欠席が目立つ。
- ☐ 好ましくないあだ名で呼ばれる。
- ☐ 学習意欲が低下し、忘れ物が増えたり、提出物の提出状況が悪くなったりする。
- ☐ 教職員の側にいることが多くなる。
- ☐ 昼食を残すことが多くなる。
- ☐ 標準服のボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりしている。
- ☐ 顔や手足に傷やあざがある。
- ☐ 発言を強要されたり、突然指名されたりする。
- ☐ 他の生徒が嫌がる係などに、推薦されることがある。

6 年間計画 毎週金曜日15:00～いじめ対策委員会を行う。

月	活動内容	月	活動内容
4月	☐ いじめ防止対策の基本方針の共通理解 ☐ 生活アンケートの実施(22日) ☐ 教育相談の実施 ☐ セーフティー教室の実施(19日)	10月	☐ いじめ防止対策の中間評価 ☐ Q-Uの実施(27日) ☐ 教育相談(3年)
5月	☐ 生活アンケートの実施(22日) ☐ 研修会にて情報の交換	11月	ふれあい月間・いじめ防止月間 ☐ いじめに関する調査実施(19日)
6月	ふれあい月間・いじめ防止月間 ☐ いじめに関する調査・Q-U 実施(9日) ☐ セーフティ教室での注意喚起 ☐ ふれあい月間・いじめ防止月間の活用	12月	☐ 生活アンケートの実施(19日) ☐ 教育相談の実施
7月	☐ 生活アンケートの実施(11日) ☐ 教育相談の実施	1月	☐ いじめ防止研修③(5日) ☐ 生活アンケートの実施(22日) ☐ 人権研修会の実施
8月	☐ 生活アンケートの実施(29日) ☐ いじめ防止研修②(日)	2月	☐ 生活アンケートの実施(20日)
9月	☐ 生活アンケートの実施(26日) ☐ 人権尊重教育	3月	☐ 生活アンケートの実施(10日) ☐ いじめ防止対策の検証、評価